

生	00	01	1 年
(令和8年3月末まで保存)			

生 企 第 3 7 2 号
令 和 7 年 1 月 7 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

猟銃の所持許可を受けようとする者への周知について（通知）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定により猟銃の所持許可を受けようとする者については、同法第9条の5第1項の規定に基づき射撃教習を受けることとされているところ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等（同条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等をいう。）に従事する者（これに従事することが確実な者を含む。）が当該捕獲等の活動のため猟銃の所持許可を受けようとする場合には、射撃教習の受講料等について、市町村協議会が実施する支援事業による支援を受けることができる場合がある。

事業の詳細等に係る別添資料が警察庁で作成されたことから、警察署等において、有害鳥獣の駆除等を目的とした猟銃の所持許可を受けるため、射撃教習の受講を希望する旨の相談があった場合には、上記の支援事業について、別添資料を活用して案内されたい。

また、本年3月1日（予定）から、ハーフライフル銃の所持許可を受けようとする場合、ライフル銃の教習を受講する必要があることも周知徹底されたい。

なお、本件については、警察庁と農林水産省とで協議済みである。

担当：生活安全企画課
営業・危険物係

猟銃を新たに所持しようとする方へ

教習費用の支援を受けられる可能性があります

対象となる方

**市町村の被害防止計画に基づき
対象鳥獣の捕獲等に従事する方**

上記の方が、その捕獲活動に使用するために新たにハープライフル銃等の所持許可を受けようとする場合に、支援を受けることができます。

※上記の捕獲等に従事することが確実な方も対象となります。

受けられる支援

**射撃教習の受講料・
教材費（実包費用）・旅費**

上記の費用について、支援を受けられる場合があります。
教習資格認定申請料は、対象外です。

補助率

**実施隊員の方 定額（限度額有）
上記以外の方 1 / 2 以内**

実施隊員とは、鳥獣被害対策実施隊員・実施隊に所属することが確実な方をいいます。

■ お問い合わせ・ご相談

支援の内容・手続について
実施隊員について

お住まいの市町村まで

教習について
猟銃の所持許可の手続について

最寄りの警察署まで

**2025年3月1日（予定）から、ハープライフル銃の所持許可を受けようとする場合
ライフル銃の教習を受講する必要があります**

散弾銃を所持している方が、2025年3月1日（予定）以降、新たにハープライフル銃を所持しようとする際、ライフル銃の射撃教習を追加的に受講する必要があります。

また、初めて猟銃を持とうとする方が、散弾銃とハープライフル銃の両方を同時に所持しようとする際、散弾銃の射撃教習と、ライフル銃の射撃教習の両方を受講する必要があります。